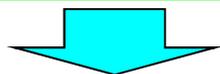


「土砂災害防止法」の制定のあゆみ

- 平成11年6月29日に発生した「広島災害」(土砂災害発生件数325件、死者24名)

- 土砂災害発生の危険性を知らないまま宅地分譲が拡大
- 危険な土地の立地抑制が重要



- 平成13年4月1日
「土砂災害警戒区域等における土砂災害対策の推進に関する法律」
(=「土砂災害防止法」)施行

- 基礎調査の実施
- 警戒区域等の指定

「土砂災害防止法」改正

- 平成27年1月18日
- 平成29年6月19日
- 令和3年7月15日

- 基礎調査結果の公表
- 市町村防災計画への避難場所、避難経路等の明示

- 要配慮者利用施設の避難確保計画作成及び避難訓練の実施を義務付け

- 市町村長への訓練結果の報告義務
- 市町村長が助言・勧告できる制度の創設



「土砂災害防止法」とは

○基礎調査の実施(都道府県)

- ・ 土砂災害のおそれがある土地に関し、地形、地質、土地利用状況等を調査。



○区域の指定(都道府県)

- ・ 基礎調査結果をもとに指定

土砂災害警戒区域(通称:イエローゾーン)の指定
=土砂災害のおそれがある区域

土砂災害特別警戒区域(通称:レッドゾーン)の指定
=建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域

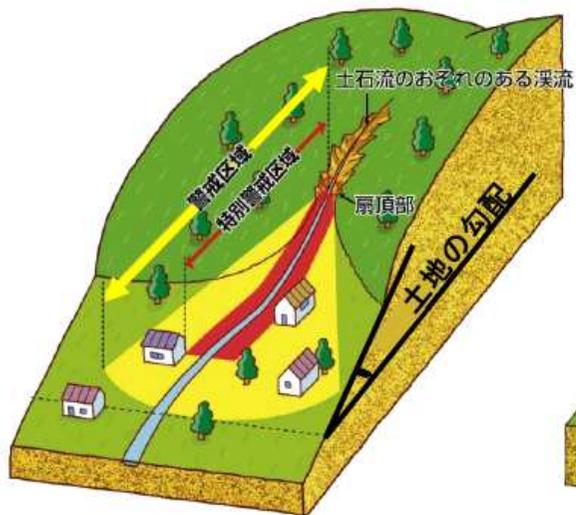
○警戒避難体制の整備(市町村(市町村防災計画))

- ・ 土砂災害警戒区域の指定があったときは、市町村防災計画に当該警戒区域における警戒避難体制に関する事項を定める。
(要配慮者利用施設等は施設等管理者が避難計画を策定)
- ・ 円滑な警戒避難のため、ハザードマップ等で住民周知。

土砂災害警戒区域等

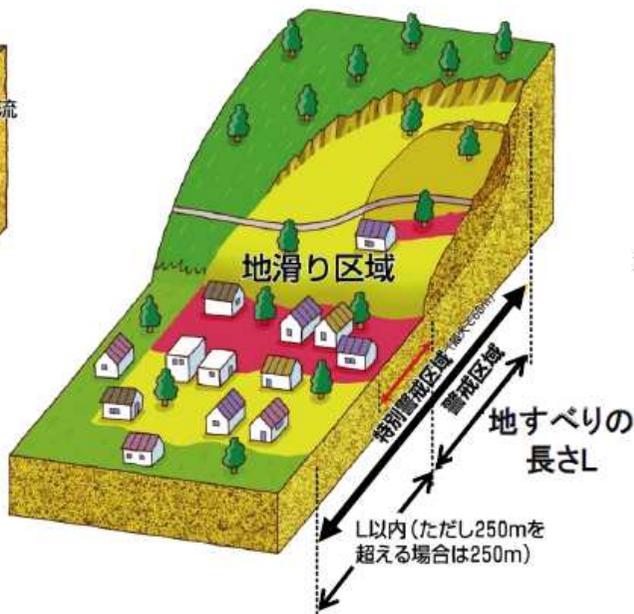
土石流

※山腹が崩壊して生じた土石等又は
溪流の土石等が一体となって流下する
自然現象



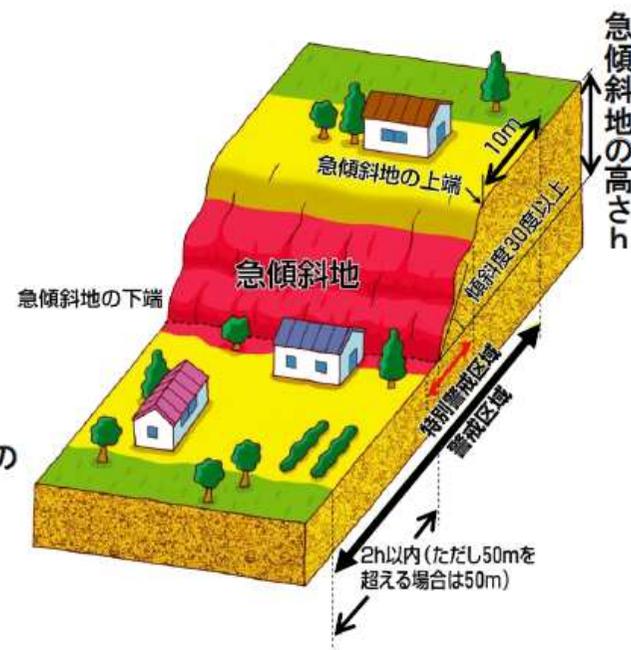
地滑り

※土地の一部が地下水等に起因して滑る自
然現象又はこれに伴って移動する自然現象



急傾斜地の崩壊

※傾斜度が 30° 以上である土地が崩壊する自然現象



・土地の勾配 2° 以上

・地滑りの長さの2倍以内^{※1}

※1 たゞし250mを越える場合は250m

・急傾斜地の上端から10m^{※2}
・急傾斜地の下端から高さの2倍以内

※2 たゞし50mを越える場合は50m

土砂災害警戒区域等の指定状況

全国

令和4年6月30日現在

指定区域数							
土石流		地滑り		急傾斜地の崩壊		計	
警戒区域		警戒区域		警戒区域		警戒区域	
うち特別警戒区域		うち特別警戒区域		うち特別警戒区域		うち特別警戒区域	
215,388	156,861	16,016	1	446,905	423,630	678,309	580,492

- ・ H15.3.31 広島県で全国初の指定

富山県

令和4年9月12日現在

指定区域数							
土石流		地滑り		急傾斜地の崩壊		計	
警戒区域		警戒区域		警戒区域		警戒区域	
うち特別警戒区域		うち特別警戒区域		うち特別警戒区域		うち特別警戒区域	
1,382	874	659	1	2,845	2,779	4,886	3,654

- ・ H16～ 基礎調査開始
- ・ H17.3.30 氷見市谷屋(地滑り)で県内初の指定

埴生(2)の土砂災害警戒区域等の指定の公示について

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書



様式-2(土) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図	土砂災害防止法附則第二条の基準に該当する区域 (土砂災害警戒区域)		N 縮尺 1:2,500	自然現象 の種類	土石流	溪流番号	437
	土砂災害防止法附則第二条の基準に該当する区域 (土砂災害特別警戒区域)			告示番号		溪流名	埴生(2)
	その他の区域			告示年月日		所在地	富山県小矢部市埴生

告示番号:183 告示年月日:平成21年3月31日

県砂防課HPより: https://www.pref.toyama.jp/1505/bousaianzen/bousai/dosha/dosyaho_top/list_oyabe.html

埴生(2)の土砂災害警戒区域等の指定状況について

